

## 建学の精神

「すべて国民は女子といえども、常に、いつでも教育を受ける機会と権利が与えられなければならない」

貿易商として、横浜を世界有数の国際都市としての発展に寄与した、大谷嘉兵衛の言葉です。翁は、教育の振興のため巨額の寄付を惜しまない人物で、後に貴族院議員、神奈川県教育会会長を歴任しました。その嘉兵衛翁の孫娘に当たる大谷高子先生の「わたくしの教育の理念は、明朗で清潔で、しかも知性と愛情に溢れ、国家社会に貢献し得る女性の育成」という思いを実現するために設立したのが清心女子高等学校です。清心女子高等学校のあゆみは、創立者の情熱と意志を受け継ぐ代々の先生方により継承・発展され今日に至っています。

## 校訓

清	潔	cleanliness
愛	情	affection
誠	意	sincerity
感	謝	appreciation
努	力	effort

## 誓詞

私たちは校則を守り校訓を生かし  
国家社会に貢献し得る人になります。

## 校歌



校

歌

作詞 大谷学園  
作曲 伊玖磨園

一

くれないの東の雲  
仰ぎ見る若き瞳に  
美しき理想をくみて

二

大なる愛の訓え  
慕いよる丘の若草  
白樺の水の光に  
育ちゆくやさしき知性

三

幾月日友と陸みて  
ゆめ燃ゆる赤きいらかよ  
近代の匂いゆたかに  
栄えゆく学の園生  
みちびくや若き日本を

## 生徒心得

常に高校生としてふさわしい規律と秩序を保ち、「必要で信頼される人」となるべく本校生徒として守るべきことを次のとおりと定める。

### 1. 登校・下校について

交通規則を守り、安全に十分配慮するとともに、駅や電車内など公共の場所におけるルールとマナーを守りましょう。

- (1) 自転車等による通学は原則として禁止する。
- (2) 特別な事情のある場合を除き、自動車、タクシー等による通学は禁止する。

### 2. 定期試験について

定期試験においては、次の点に注意して受験しましょう。

- (1) 筆記用具ほか指定されたもの以外は、カバンにしまうこと。
- (2) 試験開始、および終了は監督教諭の指示に従うこと。
- (3) 途中退室は原則として認めない。
- (4) 試験での不正行為は一切認めない。また、答案返却時の改ざん行為も試験における不正行為と同じように扱う。

### 3. 欠席、遅刻、休学等について

次の場合は、それぞれの指示にしたがい事前に、または事後すみやかに担任教諭を経て学校長に届け出ること。

- (1) 欠席をするときは、校務システム BLEND での連絡、または当日の7時半～8時半の間に担任教諭宛に電話連絡をすること。ただし、8時から8時15分の間は職員打ち合わせのため避けてください。
- (2) 忌引日数は次の通りとする。  
一親等（父、母）7日、二親等（祖父母、兄弟、姉妹）3日、三親等（曾祖父母、おじ、おば、おい、めい）1日  
なお、この期間は欠席扱いとはなりません。
- (3) 休学せざるを得ない場合は理由書（病気や怪我の時は医師の診断書）を添えた上で、学校長に願い出ること。
- (4) 休学、退学をする場合は、学校指定の様式（用紙）により学校長に願い出て許可を受けること。
- (5) 感染症にかかった場合は、出席停止扱いとする。なお、この期間は欠席扱いとはなりません。学校指定の様式（感染症による出席停止届）に記入して提出すること。

### 4. 各種証明書の発行について

申込用紙（事務の窓口にある）に記入し、申し込むこと。交付は4日後となります。

## 5. 学校内での心得について

自主的、協調的精神を身に付けるように努めましょう。また、本校生徒としての本分を忘れないように心がけましょう。

- (1) 貴重品は、朝のホームルームで担任教諭に必ず預けること。
- (2) 授業に必要な無い物品を持参しないこと。
- (3) 携帯電話・スマートフォンの校内使用を禁じます。持参する場合は、朝のホームルーム時に必ず担任教諭に預けること。

## 6. 学校外での心得について

校外においても、常に本校生徒としての自覚を保ち、品位と責任ある行動を心がけましょう。

- (1) 登下校時は必ず規定の制服を着用すること。
- (2) 保護者の許可無く外泊等を行うことは固く禁止する。
- (3) 学校外の団体に加入する場合は、学校長の許可を得ること。
- (4) アルバイトは許可制です。必ず届け出を提出すること。
- (5) 自動車、バイクの免許取得は禁止します。ただし、就職で必要な場合は許可する場合があります。
- (6) 保護者の監督下以外での自動車、バイクの同乗は禁止します。
- (7) 喫煙、飲酒、窃盗など、法に反する行為をしないこと。
- (8) 高校生としてふさわしくない施設に立ち入らないこと。

## 7. 休暇中の心得について

- (1) 規則正しい生活を心がけること。
- (2) 旅行する場合は保護者の許可を得たうえで、学校指定の用紙（旅行届）に記入のうえ学校長に届け出ることに。

## 8. 友人との交際について

常に互いに理解と尊重の心を忘れず、思いやりの基礎に立ち、良き友人になることに努めましょう。

- (1) 友人間の金品の貸借は禁止します。
- (2) 暴力、暴言（SNSによる誹謗・中傷等含む）等他者を傷つける行為は一切認めません。
- (3) いじめは絶対に許されません。いじめられたり、いじめにあっている友人を見かけたら先生に報告、相談をして、明るい学校にしましょう。

## 9. 保健、衛生について

個人の保健、衛生に関しては万全を期し、また団体生活に必要な公衆衛生を心がけ、規律正しい生活を送れるように各自が注意すること。

- (1) 学校内で発病、負傷したときには、直ちに担当教諭に連絡し指示を受けること。
- (2) 保健室を利用する場合は、担当教諭に連絡し、その指示をあおぐこと。
- (3) 感染症にかかった場合は、すみやかに担当教諭に連絡すること。

#### 10. 学校の施設校具の取り扱いについて

学校の施設、校具類はすべて共有によるものです。学校生活の向上、教育効果の実現においてこれらは欠かすことのできないものです。個人の故意又は不注意によって損傷することのないように心がけなければなりません。

- (1) 学校の施設、校具は担当教諭の指示のない限り、所定の位置を移動しないこと。
- (2) 授業以外に使用するときは、必ず担当教諭を経て、学校長の許可を受けること。
- (3) 施設、校具を故意に破損または落書き等をした場合は弁償の責を負い、内容によっては懲戒を受けることもあります。
- (4) 休業期間中、学校施設を使用する場合は、担当教諭を経て、管理責任者に届け出て、許可を受けること。

#### 11. 懲 戒

学校規則（生徒心得）や社会規範に反する行為があった場合は特別指導（懲戒処分）の対象となります。また、改善の見込みのない者には退学を命じることもあります。



(注意)

1. ケガ等、特別な事情のある者は「異装願」の提出により異装が認められる場合があります。  
担任教諭を通じて生徒支援部に相談してください。
2. 指定品や制服に手を加える、または改造したときには買い直しになる場合があります。

—頭髪について—

- ・常に清潔さを意識した頭髪を心がけましょう。
- ・脱色、染色、パーマ、エクステンション等加工は一切認めていません。

—その他—

- ・化粧やマニキュアおよびピアス等の装飾品の着用は認めていません。
- ・コンタクトレンズは透明なものを使用して下さい。

校則の改定について

本校則を変更する必要がある場合には、生徒会が中心となって教員との協議を始める。